

# 船橋市防犯灯設置管理業務 灯具仕様書

## 1 適用

この仕様書は、「船橋市防犯灯設置管理業務 仕様書」に定めるもののほか、灯具に関して必要な事項を定める。

## 2 灯具仕様

### (1) 一般的事項

- ① 使用する灯具は、国内メーカーの製品であること。また、メーカーは、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。
- ② 灯具のメーカー保証期間は、10年間であること。
- ③ 灯具の製造メーカーは、屋外照明灯具の製造及び販売実績が10年以上あること。
- ④ 灯具の製造メーカーは、LED灯具の製造及び販売実績が10年以上であること。
- ⑤ 公益社団法人日本防犯設備協会が定める「優良防犯機器（RBSS）」の認定品であること。
- ⑥ 灯具は、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）のほか、関連するJIS規格に適合していること。
- ⑦ 光害対策ガイドライン（環境省）に準拠すること。

### (2) 性能

- ① 定格寿命（光源の初期の光束が70%まで減衰するまでの時間）が60,000時間以上であること。
- ② 光色は昼白色とし、色温度は4600K～5500K程度とする。
- ③ 上方光束比は、5.0%以下であること。
- ④ 防塵・防水性能について、保護等級はIP44以上であること。
- ⑤ 動作保証温度は、 $-20^{\circ}\text{C}$ ～ $35^{\circ}\text{C}$ を満たすこと。
- ⑥ 雷サージ機能（コモンモード15kV）を有していること。
- ⑦ 入力電圧は、現場に応じて対応出来ること。
- ⑧ 消費電力は、10W未満とする。
- ⑨ 入力容量は、10VA以下とする。

### (3) 灯具構造等

- ① 灯具本体は、アルミダイキャスト製又はそれと同等以上の性能を有するもので、屋外での使用を前提とし腐食に考慮した材質とする。

- ② 透過性カバーはアクリル樹脂製とする。
- ③ 灯具には電子式自動点滅器が内蔵されていること。
- ④ 電柱及び独立柱（防犯灯設置のために建てられた専用柱）などに既設の防犯灯と置き換えて設置できること。
- ⑤ 現場環境による住民要望に対応するため、遮光板（遮光ルーバー等）の取付が可能であること。
- ⑥ 電波障害の発生を基準値以下に抑制することができるものであること。  
(基準値)
  - ア 電子端末
    - 526.5kHz～5MHz：56dB 以下
    - 5MHz～30MHz：60dB 以下
  - イ 雑音電力
    - 30MHz～300MHz：55dB 以下
- ⑦ 灯具に型式・ロットナンバーが明記され、製品の管理がなされていること。
- ⑧ 灯具本体の色は、白色系とする。
- ⑨ 日本防犯設備協会技術標準（SES E1901-4）表3に示す記号が、ランクL以上であること。

### 3 その他

日本防犯設備協会技術標準（SES E1901-4）における照度基準クラスB+を満たす設置間隔を提案の灯具ごとに記載すること。なお、提案メーカーで保証できる内容に限り、メーカー特性値での数値も記載すること。

### 4 証拠書類の提出

基準に適合していることを証明する製品仕様書又は根拠書類（試験成績書、照度分布図等）を提出すること。